平成２９年（フ）第２６２号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート８棟５階１号
債務者　平山　香利
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２３号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の32　フレッシュマンション302号
債務者　方波見はるな
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６３号
茨城県小美玉市大谷282番地４　谷内住宅３号
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７２号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2359番地の12
債務者　櫻井　紀仁
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７４号
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田1023番地１
債務者　中山　春人
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７６号
茨城県小美玉市中延1596番地４、前住所茨城県水戸市東野町141番地の２　サンドミール201号
債務者　正木　和也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
滋賀県長浜市神照町29番地　第８サンコーポ森脇２号館１号室、前住所京都市伏見区淀池上町133番地３　フォートクレール308
債務者　村上　憲吾（旧姓葛本）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第３６６号
京都市北区衣笠東開キ町９番地１　正倉ハイツ302
債務者　田村　　勉
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８０号
京都市伏見区深草西浦町６丁目47番地３　マンションセイリング102号室
債務者　八谷　竜司
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１７号
京都市西京区山田弦馳町30番地１　セジュールポポ　102
債務者　村上　良樹
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
島根県雲南市加茂町大竹380番地４
債務者　岩田　謙二
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９２号
広島県安芸郡海田町蟹原２丁目６番18―102号
債務者　松島　忠司
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０４号
広島市安佐南区八木９丁目10番31―202号　追本コーポ
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０９号
広島市西区庚午南１丁目26番21―401号
債務者　林　　雅美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目23番13号　リマソン102、申立時の住所福岡市中央区高砂１丁目19番16―606号
債務者　加藤　大和
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２６号
福岡市中央区笹丘１丁目35番９―201号
債務者　清水　英美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６２４号
福岡市中央区六本松４丁目６番33号
債務者　中原　美貴
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部